

北本市立学校における働き方改革基本方針

令和4年7月28日～令和7年3月31日

令和4年7月改定

北本市教育委員会

目 次

1	「北本市立学校における働き方改革基本方針」の更新に当たって	1
	(1) 本市のこれまでの取組と更新の趣旨	
	(2) 教職員の勤務実態の現状と前「基本方針」の評価・検証	
2	本「基本方針」の考え方	4
	(1) 目的	
	(2) 目標	
	(3) 目標達成に向けた4つの視点	
	(4) フォローアップ	
	(5) 今後の進め方	
3	目標達成に向けた4つの視点と具体的取組（詳細）	6
	(1) 教職員の負担軽減のための条件整備【重点】	
	○教育条件整備	
	○専門職員の配置	
	○業務の効率化の推進	
	(2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減【重点】	
	○市教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減	
	○学校への調査等の縮減の推進	
	○「埼玉県業務改善スタンダード」の周知・活用と各学校における取組の推進	
	(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進	
	○週休日の振替や休暇等を取りやすい職場環境の整備	
	○教職員の健康管理の推進	
	(4) 保護者や地域の理解と連携の促進	
	○教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進	
	○「ふれあいデー」「学校閉庁日」等の設定の推進	
	○中学校の部活動における「北本市の部活動の在り方に関する方針」等の推進	

1 「北本市立学校における働き方改革基本方針」の更新に当たって

(1) 本市のこれまでの取組と更新の趣旨

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、新しい時代に求められる学校の役割を見直し、教職員が心身ともに健康で児童生徒の指導に当たれることが喫緊の課題として求められている。

北本市教育委員会では、市内小・中学校教職員の働き方改革を推進し、多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の質の向上を図るために、「学校における働き方改革基本方針」(令和元年9月 埼玉県教育委員会)、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年1月 文部科学省)等に基づき、令和2年7月に「北本市立学校における働き方改革基本方針」(以下、前「基本方針」)を策定した。

前「基本方針」では、目標を「在校等時間の超過勤務の上限を①月45時間以内 ②年360時間以内を原則とする」とし、目標達成に向けた4つの視点として「教職員の健康を意識した働き方の推進」「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」「教職員の負担軽減のための条件整備」「保護者や地域の理解と連携の促進」を定め、働き方改革を推進してきたところである。

教職員の時間外在校等時間の縮減に向けては、ICカードを利用した客観的な方法による在校等時間の把握に努めるとともに、北本市教育委員会が主催する会議等の効率化や実施回数の削減、学校への調査の縮減、教職員の負担軽減のための人的配置、校務支援システムの活用促進、学校閉庁日の設定や教職員が休暇等を取得しやすい環境の整備、コミュニティ・スクールの推進による地域の教育力の活用、「北本市の部活動に在り方に関する基本方針」等の適切な運用により、教職員の健康維持増進や負担軽減を図ってきたところである。

しかしながら、令和3年度までに一定の改善が見られたものの、時間外在校等時間の目標達成には至らなかったことから、これまでの取組を評価・検証し、より実効性のある基本方針への更新が必要となった。

埼玉県教育委員会では、これまでの取組の評価・検証を行い、令和4年4月に「学校における働き方改革基本方針」の更新を行った。北本市教育委員会では、国の指針及び更新された県の基本方針に基づく「北本市立学校における働き方改革基本方針」の更新(以下、本「基本方針」)により、教職員の働き方改革をさらに推進し、教職員の多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の質の向上を図っていく。

(2) 教職員の勤務実態の現状と前「基本方針」の評価・検証

ア 教職員の勤務実態の現状

ＩＣカードを利用した勤怠管理システムにより把握した、教職員（県費及び市費）の休日を含む時間外在校等時間の状況

【参考】前「基本方針」策定前の状況

1 か月あたりの平均時間外在校等時間

※平成31年4月から令和2年2月（1年11か月間の平均）

校種	1 か月平均	4 5 時間超割合	8 0 時間超割合
小学校	4 5 時間 5 7 分	5 4. 2 %	2. 4 %
中学校	5 8 時間 1 4 分	6 9. 7 %	1 8. 3 %

① 1 か月あたりの平均時間外在校等時間

※上段：令和3年4月から令和4年3月（令和3年度1年間）

下段：令和2年4月から令和3年3月（令和2年度1年間）

校種	1 か月平均	4 5 時間超割合	8 0 時間超割合
小学校	3 7 時間 2 1 分	6 0. 0 %	5. 0 %
	3 7 時間 0 6 分	5 0. 0 %	6. 8 %
中学校	4 6 時間 1 0 分	6 8. 2 %	2 1. 6 %
	4 3 時間 5 9 分	5 3. 8 %	4. 3 %

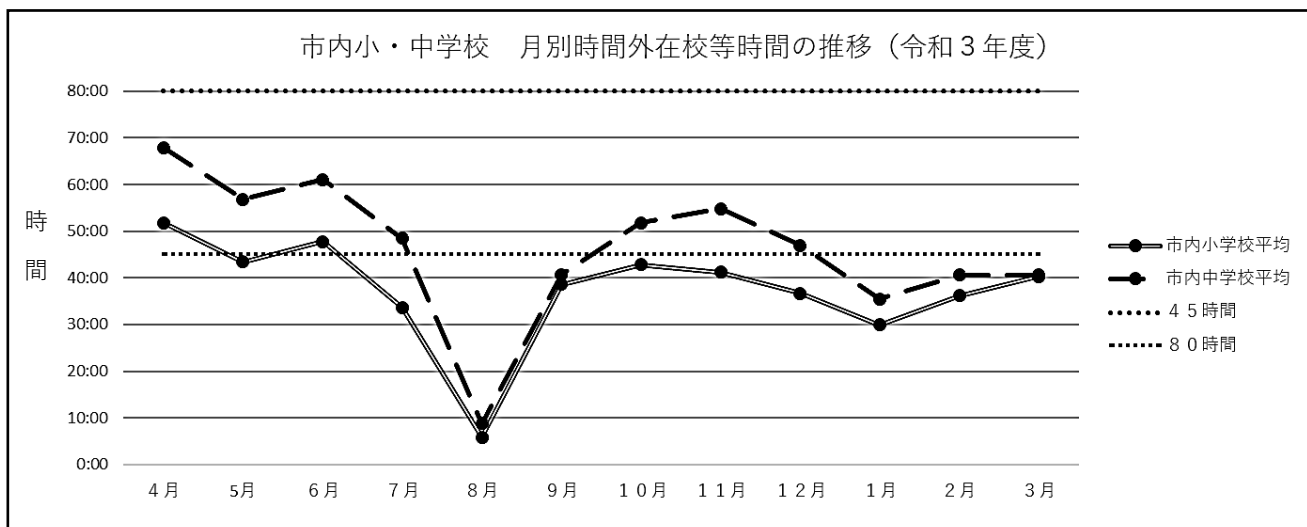
② 年間の時間外在校等時間の合計

※上段：令和3年4月から令和4年3月（令和3年度1年間）

下段：令和2年4月から令和3年3月（令和2年度1年間）

校種	3 6 0 時間超割合
小学校	7 3. 8 %
	6 8. 5 %
中学校	8 2. 2 %
	7 7. 0 %

③月別の時間外在校等時間の推移（令和3年度のみ）



イ 前「基本方針」の評価・検証

前「基本方針」に基づいて各取組を進めてきたところであるが、前述アからも分かるとおり、令和3年度末においても、目標達成（時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内）には至っていない状況であった。

令和元年度末から現在に至る新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う様々な対応等により、日々の標準的な業務の負担軽減に対する評価が困難な部分もあるが、前「基本方針」の取組により、一定の成果を上げてきたところである。

前述アを分析すると、令和3年度の教職員の1か月あたりの平均時間外在校等時間は、小学校で37時間21分、教職員のうち約60%が45時間を超えており、約5%が80時間を超えていた。中学校では、平均46時間10分、うち約68%が45時間を超え、約22%が80時間を超えていた。月別で見ると、特に年度当初（4～6月）、2学期中盤（10～11月）に平均値が上がる傾向にあることが分かる。

年度当初は教職員の異動、児童生徒の入学や進級がある中で、新年度の学校運営組織の体制を整える重要な時期であり、教職員の負担は非常に大きくなっている。また、10月から11月は学校行事の実施が多い時期であり、学校全体・各学年でその計画や準備に多くの時間を割いている。さらに、中学校においては、年間を通じて部活動関係に多くの時間を費やしており、特に夏から秋にかけては各種大会やコンクール等への参加に関連する業務が増え、時間外在校等時間が長くなる。

以上の検証結果を踏まえ、本「基本方針」における、目標達成に向けた具体的取組を策定する。

2 本「基本方針」の考え方

(1) 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る。

時間外在校等時間の状況については、前述のとおり前「基本方針」の目標達成には至っていない。

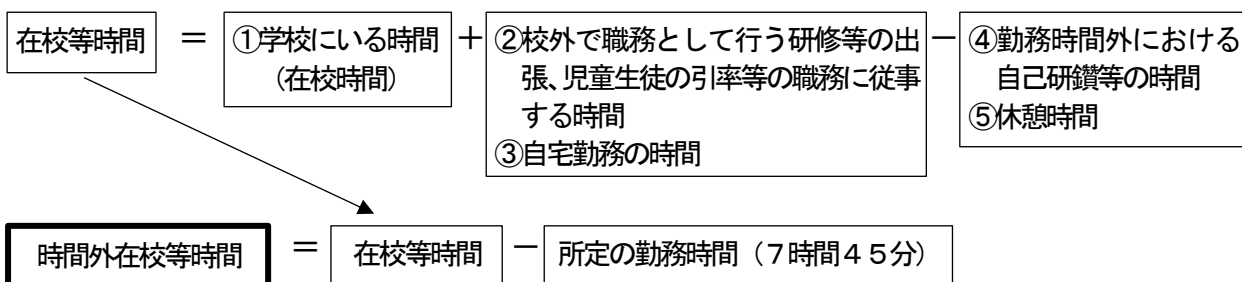
教職員が毎日健康で職務に当たることは、円滑な学校運営に不可欠であることはもちろん、児童生徒の健全な育成にも直結する。教職員の負担軽減により多忙化解消を図り、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に専念することで、学校教育の質の維持向上を図る必要があることは、前「基本方針」と変わりはない。

このため、本「基本方針」の目的を、前「基本方針」と同様、実効ある多忙化解消・負担軽減を確実に進めるために、「働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図る」としている。

(2) 目標

時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内の教職員数の割合を、令和6年度末までに100%にする。

【在校等時間、時間外在校等時間の考え方】



①学校に出勤で到着した時刻から、帰宅のために学校を出る時刻までの時間

②職務として行う研修とは、初任者研修等の法定研修のほか、県教育委員会・市教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う研修は、ここには含まれない。

児童生徒の引率等とは、校外学習や修学旅行等の引率業務、部活動等の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、部活動の練習試合等への引率業務等も含まれる。このほか、家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打ち合わせ等が挙げられる。

③校長が教職員に対し当該教職員の自宅を勤務公署とみなして勤務を命ずるものを指し、市教育委員会が認める期間において、所定の手続きを経て適切に運用されたものを指す。

④自己研鑽等の時間とは、上司からの職務上の指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接関連しない、業務外と整理すべきと考えられる時間を指している。また、所定の勤務時間の前後において、業務とはみなされない活動を行った時間も含まれる。

※県費負担教職員の勤務時間は「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」により定められている。また、勤務時間の割振りは、「北本市立小・中学校管理規則」により校長が行う。

※行政職員等（事務職員、学校栄養職員）については、労働基準法第36条に基づく協定（いわゆる36協定）により時間外労働の規制が適用される。

※自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、在校等時間には含まれない。

※週休日や休日等の業務も、校務として行った時間については在校等時間に含まれる。

（3）目標達成に向けた4つの視点

- ア 教職員の負担軽減のための条件整備【重点】
- イ 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減【重点】
- ウ 教職員の健康を意識した働き方の推進
- エ 保護者や地域の理解と連携の促進

教職員は、学習指導、生徒指導、進路指導、学年・学級経営、学校運営業務等の学校が担うべき業務のほか、その関連業務についても範囲が曖昧なまま行っている実態がある。これらの業務の中には、必ずしも教職員が担う必要のない業務も含まれている。

目標達成のためには、教職員の専門性を踏まえ、児童生徒に直接関わる教育活動に優先順位をつけて業務を削減することや、教職員の健康管理を意識した働き方や保護者や地域の理解・連携が不可欠である。このことから、前「基本方針」における目標達成に向けた視点の考え方は現在も変わらないものであり、本「基本方針」でも継続することとしている。

これまでの取組の評価・検証から、今後重点として取り組むべき内容を上記ア・イとしている。重点を含めた4つの視点を組み合わせ、県教育委員会・市教育委員会・学校が一体となり、総合的な対策を講じていくこととする。

（4）フォローアップ

- ア 勤怠管理システムを使用した客観的な在校等時間の把握による各学校での教職員の健康管理等への活用
- イ 「負担軽減検討委員会」からの意見聴取
- ウ 学校での取組事例の紹介や情報交換

(5) 今後の進め方

市教育委員会・学校においては、本「基本方針」に基づき、取組を進めていく。

学校の教育活動は、教職員の協働性によって成り立つため、学校が組織体としての機能を十分に発揮し教育力を高めるためには、チームとして力を発揮することが求められる。このチームワークづくりは、教職員相互のより良いコミュニケーションの上に、信頼関係や協力関係を創り出す努力によって成り立つものであり、個々の教職員は、児童生徒の状況を共有し、保護者とも連携して日々の職務をチームとして行っている。そのため、例えば、諸会議や行事の運営は、チームワークづくりに必要な教職員相互のより良いコミュニケーションを創り出す機能も有していることから、チームワークづくりを進めるためには大切であり、学校の特性を踏まえ働き方改革を推進する上で単に削減のみに取り組むのではなく、その意義を踏まえた上での継続や見直しの視点について留意する。

また、「学校における働き方改革」が推進されることにより、教職員の勤務環境の改善が進むことから、その推進にあたっては、労働基準法をはじめとする関係法令の趣旨に基づいて教育委員会・校長とも、教職員に対して丁寧な対応が重要なものとなる。

さらに、保護者や地域へ教職員の勤務時間についての理解を進めていくことも、併せて取組の推進には重要である。

なお、本「基本方針」の取組を進めるにあたり、優れた教職員を確保することや、資質の向上への方策についても、広い視野から取り組んでいく。

3 目標達成に向けた4つの視点と具体的取組（詳細）

(1) 教職員の負担軽減のための条件整備【重点】

○教育条件整備

- ・教員の授業持ち時間数の削減に向け、専科指導加配教員の配当等を積極的に県へ要望していく。
- ・各学校の教育課程編成・実施において、児童生徒や教職員の負担を考慮し、法令等に定められた年間授業時数を大幅に超えることのないよう各学校に働きかけていく。併せて、登下校の時間の変更を含む時間割の弾力的な編成や短時間を活用して行う指導の工夫等も積極的に検討するよう働きかけていく。

○専門職員の配置

- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置拡充に向け、県へ積極的に働きかけるとともに、県の「教員業務支援員活用事例集」等を活用し、有効活用を推進していく。

- ・多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のために、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を引き続き充実させていく。また、中学校において、さわやか相談室及び学習支援室の適切な運用と、さわやか相談員及び学習支援室講師の配置及び活用を引き続き努めていく。
- ・中学校部活動における顧問教員の負担軽減のために、専門的な指導が可能な外部指導者の配置及び活用を引き続き努めていく。
- ・G I G Aスクール構想の実現に向けたI C Tのより一層の活用のために、I C T支援員の配置及び活用を引き続き努めていく。
- ・学校図書館教育の充実と、司書教諭及び図書主任の負担軽減のために、学校図書館指導員の配置及び活用を引き続き努めていく。

○業務の効率化の推進

- ・成績処理や指導要録等の事務処理に係る負担軽減のため、「校務支援システム」の活用を引き続き推進するとともに、より一層の業務の効率化を図っていく。
- ・電話対応の負担軽減を図るため、保護者の理解を得ながら勤務時間外の自動音声メッセージによる対応を引き続き取り組んでいく。
- ・学校における文書処理の負担軽減のため、市教育委員会から学校へ送付する文書において、県等から送付されたものの重要性を市教育委員会で判断した上で、学校に対応を求めることなく市教育委員会で対応するなど、年間20%の文書量の削減に努める。また、令和3年度から一部「経由」による送付を導入しており、今後も文書処理負担の軽減を継続して実施していく。

(2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減【重点】

○市教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減

- ・市教育委員会が主催する研修や会議について、オンライン化を推進し、出張による時間的負担の軽減を図っていく。また、研修内容の見直しを図り、可能な限り回数や時間の縮減を図っていく。

○学校への調査等の縮減の推進

- ・学校への調査等においては、必要性を十分検討し縮減に努めるとともに、提出にあたっては可能な限り電子データによる提出等に変更したり、簡易入力フォームを活用したりするなど、調査等の負担軽減を図っていく。
- ・市教育委員会から南部教育事務所へ要請して行う学校訪問については、学校の負担を考慮し、過度な応対を不要とするとともに、資料等のデータ化や簡略化を図り、学校の負担を軽減していく。

○「埼玉県業務改善スタンダード」の周知・活用と各学校における取組の推進

- ・埼玉県教育委員会が作成した「埼玉県業務改善スタンダード」を各校管理職に周知し、活用を働きかけていく。
- ・県教育委員会が推奨する10の取組について、各学校の実態に合わせて積極的に取り組むよう、各学校に働きかけていく。
- ・業務改善会議の実施を促し、ボトムアップ型でアイデアを出し、PDCAサイクルにより、よりよい取組へ発展させるよう各学校に働きかけていく。
- ・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に係る部活動の地域移行について、研究を進めていく。

(3) 教職員の健康を意識した働き方の推進

○週休日の振替や休暇等を取りやすい職場環境の整備

- ・週休日の振替や勤務時間の割振り変更を適切に運用していく。
- ・県教育委員会が発行している「市町村立学校職員の休暇等の案内」「育児・介護の支援ガイドブック」を各学校で適切に活用し、制度等の一層の周知を図っていく。
- ・各種休暇等を取得しやすい職場環境づくりを目指していく。特に、出産休暇、育児休業等、出産・育児に伴う休暇等及び介護に伴う休暇等を積極的に周知し、出産・育児や介護と仕事の両立が図れるよう努めていく。

○教職員の健康管理の推進

- ・教職員の健康維持・増進が、児童生徒の健全な育成につながることを念頭に置き、教職員が主体的に自身の働き方を見直せるよう、意識改革を目指していく。
- ・健康管理の指標となる教職員定期健康診断や人間ドックなどの受診を推進し、その趣旨に沿ったサービスの取扱いを徹底していく。
- ・ICカードによる勤怠管理システムを引き続き活用し、客観的な方法による時間外在校等時間の把握及び集計、個人へのフィードバック等に取り組んでいく。
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員に対して、管理職による面談を実施し、負担軽減策を講じて在校等時間を縮減できるよう各学校に働きかけていく。

(4) 保護者や地域の理解と連携の促進

○教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- ・コミュニティ・スクールの仕組みにより「地域とともにある学校」の具現化を一層推進し、社会総掛かりでの学校教育の実現を目指していく。
- ・欠席連絡の方法、各種便りの配布媒体、保護者等へのアンケート等において、時代に即した手段を検討し、保護者や地域の理解を得ながら推進していく。

○「ふれあいデー」「学校閉庁日」等の設定の推進

- ・毎月21日を「ふれあいデー」とし、定時退勤、ノー会議、家族・仲間等とのふれあいを推進し、教職員の英気を養う時間を確保するよう、各学校に働きかけていく。併せて、実施の際は、保護者に対して丁寧な説明を行うよう働きかけていく。
- ・「学校閉庁日」を設定し、休暇取得の促進を図っていく。夏季休業中（8月11日～8月16日）の設定を継続するとともに、「県民の日」（11月14日）をはじめ、設定日を増やす検討をしていく。学校閉庁日には、市教育委員会が緊急連絡先となり、緊急対応に支障が出ないよう措置する。
- ・学校独自で取り組む定時退勤日やノー会議日等の設定を推進していく。

○中学校の部活動における「北本市の部活動の在り方に関する方針」等の推進

- ・「北本市の部活動の在り方に関する方針」「学校の部活動に係る活動方針」に沿った活動について各学校を指導するとともに、生徒及び保護者等へ丁寧に説明するよう各学校に働きかけていく。